

# 役員及び評議員規程

社会福祉法人絆友会

## 第1章 総則

### (目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人絆友会（以下「法人」という。）の業務に従事する役員及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬、退職金、慰労金、慶弔金及び法人業務に携わった時の諸経費について必要な事項を定める。

### (定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

役員とは、理事及び監事をいう。

2 理事は、この法人を主たる勤務場所とする常勤理事とそれ以外の非常勤理事とし、監事は非常勤監事のみとする。

3 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。

4 報酬とは、社会福祉法第45条の35第1項で定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。

5 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費を含む)等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

## 第2章 報酬等

### (報酬の支給)

第3条 この法人は、役員に職務執行の対価として報酬を支給することができる。

2 常勤理事には、別表1に基づき、同表に定める額の範囲内で勤務実態に即した役員報酬を支給する。

3 非常勤理事、及び監事には、別表2に基づき、同表に定める範囲内で役員報酬を支給する。

4 評議員には、定款第8条で定める金額の範囲内で、別表3に基づき報酬を支給する。

### (報酬額の決定)

第4条 この法人の役員等に対する報酬については、評議員会が役職に応じた一人当たりの上限額を定めた上で、各理事の具体的な報酬金額については理事会が、監事や評議員については評議員が決定する。

(報酬の支給方法等)

第5条 常勤理事の報酬は年俸制とし、年俸額に12分の1を乗じて得た額を毎月支給する。

- 2 支給日、支給方法並びに報酬より控除する額等支給に関する詳細は、別に定める職員を対象とする就業規則に準ずる。
- 3 非常勤の役員等に対する報酬は、それぞれ理事会又は評議員会に出席した都度、支給する。
- 4 報酬等は、通貨をもって本人に支払う。ただし、本人から申し出があったときは、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。
- 5 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。
- 6 報酬等は、非常勤の役員等の意思により辞退することができる。

(常勤理事が月の途中で就任又は退職した場合の報酬の額の日割計算)

第6条 新たに常勤理事に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 常勤理事が退任し、又は解任された場合は、その日までの報酬を支給する。
- 3 月の中途において就任し、又は退任し、若しくは解任された場合における報酬の額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
- 4 第2項の規定にかかわらず、常勤理事が死亡により退任した場合は、その月までの報酬を支給する。

### 第3章 出張旅費

(費用)

第7条 役員等がその職務を遂行するのに伴い発生する、旅費(宿泊費)及び手数料等の経費については遅滞なく支払うものとし、前払いを要する費用については、前もって支払うことができる。

- 2 常勤理事で使用者としての立場を有する者の法人業務に係る、旅費(宿泊費)及び手数料等の経費については、前項を適用する。

## 第4章 退任慰労金

### (金額の算定)

第8条 退任役員等に対する退任慰労金の金額は、次の基準に在任期間の年数を乗じて算出した金額とする。

- |           |           |         |
|-----------|-----------|---------|
| (1) 理事長   | 在任期間1年につき | 50,000円 |
| (2) 理事、監事 | 在任期間1年につき | 10,000円 |
| (3) 評議員   | 在任期間1年につき | 5,000円  |

2 在任期間の計算は、役員等就任日を起算として、1年に満たない端数月は6か月以上のときは切り上げ、6か月未満のときは切り捨てるものとする。

### (支給の方法)

第9条 退任慰労金は、役員等を退任した時点において、現金にて支給する。

### (控除)

第10条 退任慰労金の支給は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

## 第5章 慶弔

### (受章祝金)

第11条 役員等が社会福祉事業に関する功勞により、厚生労働大臣、各都道府県知事の功勞表彰または国の叙勲、褒章制度に基づく叙勲、褒章を受けたとき及び理事長が指定した褒章などを受けたときは、別表4に定める祝金を支給する。

### (傷病見舞金)

第12条 役員等が傷病により入院が継続して2週間以上に及んだときは、別表4に定める傷病見舞金を支給する。

### (災害見舞金)

第13条 役員等が火災、水害その他不時の災害を受けたときは、その被害に応じて別表4に定める災害見舞金を支給する。

(弔慰金)

第14条 役員等が死亡したときは、別表5の定めにより相続人に弔慰金を支給するほか、葬儀に際して生花及び弔電を供えることができる。

(親族等への香華料)

第15条 役員等の親族等が死亡したときは、別表6に定める香華料を支給するほか、葬儀に際して生花及び弔電を供えることができる。

## 第6章 附 則

(改正)

第16条 この規程の改正は、評議員会の議決により行うものとする。

## 附 則

本規程は 平成29年4月1日から施行する。

本規程は、令和2年4月1日より施行する

別表 1 常勤理事の報酬

役職	1人あたり 年間基本報酬上限額	1人あたり 1施設または1項目の 年間加算報酬上限額	常勤役員報酬 総額上限額
常勤役員	1,500,000 円	1,500,000 円	30,000,000 円

※常勤理事については、基本報酬（施設増設のための活動全般・法人主催研修講師・各園運営状況の確認・理事会・評議員会準備・各規程及び定款作成等）のほか、法人の事業への寄与をふまえ、加算報酬を別表 1 に規定する上限額を超えない範囲で支給することができる。

加算報酬は、①運営施設の増設及び増設施設分の人事・労務管理を行う者②法人全体の運営状況を毎月確認し、計算書類作成に関わる者③その他理事会が認めるものとする。なお、①運営施設の増設に対する加算報酬の支払いは、平成 29 年度以降に新規開設した園の増設に直接的な関与があったと認められる常勤理事に限定して報酬を支給する。

また、いずれの加算報酬についても、その支給可否は理事会及び評議員会で決定する。

別表 2 非常勤役員の報酬

役職	理事会出席	監事監査	理事会以外の 法人業務	非常勤役員 報酬総額上限額
理事	10,000 円	-	10,000 円	100,000 円
監事	10,000 円	10,000 円	10,000 円	100,000 円

※記報酬額は所得税控除後の支払額とし、税額表は報酬所得の源泉徴収税額表「日額表」の乙欄を適用する。

別表 3 評議員の報酬

役職	評議員会出席	議員会以外の 法人業務	議員報酬総額上限額 (定款第 8 条による)
評議員	10,000 円	10,000 円	100,000 円

※記報酬額は所得税控除後の支払額とし、税額表は報酬所得の源泉徴収税額表「日額表」の乙欄を適用する。

別表 4 祝金及び見舞金

区分	支給基準額	備考
受章祝金	ア. 各都道府県知事、厚生労働大臣 表彰受章のとき 20,000 円 イ. 国の褒章制度による 褒章受章のとき 30,000 円 ウ. 理事長が指定した褒章 10,000 円以上 30,000 円以内	
傷病見舞金	ア. 私傷病見舞金 10,000 円 イ. 業務上の傷病による見舞金 (通勤災害を含む) 30,000 円	
災害見舞金	被害の程度により 10,000 円以上 50,000 円以内	

別表 5 弔慰金

対象者	支給基準額	備考
理事長	100,000 円	弔電・生花
業務遂行理事長	70,000 円	
その他の役員等	50,000 円	

別表 6 香華料

対象者	支給基準額	備考
配偶者	30,000 円	弔電・生花
父母	10,000 円	
配偶者の父母、義父母	10,000 円	
子	30,000 円	
祖父母	10,000 円	弔電
兄弟	10,000 円	